

泉崎 ひいな ふと

課長 参事官 課長補佐 涉外第一係
参事官（後） 専門官 起案表
庶務主任（後閱） 起案日 30.12.21
決裁日 12.21
施行日 12.21

平成 30 年度招へい費用（国旗レンタル）について
(決裁)

【決裁事項】

別添のとおり経理局主計課予算三係に実行了承を求めてよろしいか。

【説明】

特記事項無し

保存ファイル 短期保有文書「外国法曹等受入れ（招へい）」

文書の類型 イ（定型的又は日常的な業務連絡、日程等）

平成30年12月21日

最高裁判所事務総局経理局 御中

最高裁判所事務総局秘書課

平成30年度招へいにおける国旗の賃貸借について
標記の賃貸借につき、下記のとおり実行了承を求めます。

記

1 案件

国旗（日本及びベトナム）の賃貸借

2 予算科目

（項）最高裁判所（目）庁費（借料及び損料）（事項）裁判運営の充実に必要な
経費

3 実行予定額

18,360円

（内訳）

国旗（日本及びベトナム。各200cm×300cm） 16,000円

送料（片道） 1,000円

消費税 1,360円

なお、実行予定額は別添見積書（合資会社世界の旗社）のとおりである。

4 必要性

(1) ベトナム最高人民裁判所長官を招へいするにあたり、歓迎の意を表するため、
日越両国の国旗の掲揚を要するため。

(2) 賃貸借期間の始期を2月28日としていることについて

国旗を滞りなく掲揚するためには、経理局管理課へ3月1日午前に交付する
必要があるとのことであったため、その前日である2月28日を始期とした。

なお、より安価である世界の旗社によれば、費用は日数ではなく回数に基づい

て算出することであるから、レンタル期間が長くなつても金額には影響を与えない。

5 貸借を希望する品及び数量

- (1) 日本国国旗 1 個
- (2) ベトナム国旗 1 個

6 添付書類

見積書 2 通

仕様書 (案)

平成 30 年 12 月 20 日

見 積 書

最高裁判所 御中

下記のとおり、お見積りしますので
どうぞご査収ください。

合資会社 世界の旗社
広島市佐伯区観音台一丁目 39-12
TEL 082-208-2247
FAX 082-921-6544
<http://sekainohata.com>

*合計金額 18,360 円 (うち、消費税 1,360 円)

品名 / 摘要	規格 / 尺法	単価	数	金額
1、世界の国旗(紐・フック付き普通旗)				
日本・ベトナム	200cm×300cm		1	16,000
2、送料(片道)			1	1,000
小計				17,000
+消費税				1,360
合計				18,360

備考 : 上記はレンタル扱いとして (レンタル期間は一回扱いです)
: 納期はご指示のとおりといたします。

御見積書

No.

平成30年12月20日

最高裁判所 御中

下記の通り御見積申し上げます

金額 ¥ 31,320

代表取締役 渡辺剛彦

納期

取引条件

〒134-8585

東京都江戸川区臨海町5-2-2

TEI 03-3689-3511

件名

：ベトナム最高人民裁判所長官招聘における国旗レンタル

品名(業務)	数量	単価	金額
1. レンタル大旗(200×300cm)フック仕様 ベトナム・日本	1組	14,000	14,000
期間:2/28-3/2			
2. 延長料金 期間:3/3-3/12	10日	1,500	15,000
小計			29,000
消費税(8%)			2,320
合計			¥31,320

備考

仕様書

第1 件名

ベトナム最高人民裁判所長官招へいにおける国旗レンタル

第2 納入目的

日本及びベトナム社会主義共和国国旗の掲揚

第3 納入条件等

- 1 (1) 平成31年2月28日（木）から平成31年3月12日（火）までの間、日本及びベトナム国旗（縦2m×横3m）左側縦3箇所（上、中、下各部）のフック仕様各1枚を最高裁判所に賃貸する。
(2) 各国旗は2月28日午後零時までに最高裁判所秘書課に届け、3月12日以降に、受注者は発注者から各国旗の返送を受けることにより引き取る。なお、返送料は発注者の負担とする。
- 2 その他賃貸及び納入に関する詳細については、別途発注者が指定する監督職員（以下「監督職員」という。）から指示を行う。

第4 納入場所

東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所

第5 納入期限

平成31年2月28日（木）午後零時

第6 その他特記事項

- 1 賃貸借に先立ち、監督職員と受注者との間で、納入方法などについて打ち合わせを行うこととする。
- 2 本件調達に関して受注者に発生した旅費、通信費、雑費及びその他の費用は、受注者の負担とし、別途発注者に対して請求しないものとする。
- 3 その他、本仕様書に特に定めのない事項については、発注者及び受注者双方の協議により定める。